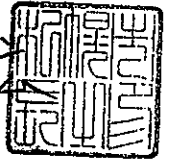


札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年5月24日

札幌市長

秋元克



札幌市規則第32号

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則の一部を改正する規則

札幌市副市長の事務分担及び市長職務代理に関する規則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項の表を次のように改める。

副市長	担当事務		
	統括する重点政策	局等	特命事項
町田隆敏 副市長	(1) 「不安なく健康やかに暮らせる街」の実現に関すること。 (2) 「未来の担い手が希望を抱いて自分を磨ける街」の実現に関すること。	(1) 危機管理局、総務局、デジタル戦略推進局、保健福祉局、子ども未来局及び消防局に属する事務 (2) 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会に関する事務	(1) 健康寿命延伸の取組の推進。 (2) DX（デジタル・トランスフォーメーション）による行政サービスの高度化 (3) 複合的な福祉課題への対応 (4) 企業・団体との協働による社会課題の解決 (5) 労使双方と連携した雇用・労働課題への対応

石川敏也 副市長	(1) 「誰もが自分らしく活躍できる持続可能な街」の実現に関すること。 (2) 「経済が活性化し社会が潤う街」の実現に関すること。	(1) 財政局、スポーツ局、経済観光局、環境局、病院局及び会計室に属する事務、 (2) 農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務	(1) ゼロカーボン都市の実現に向けた取組の推進 (2) 地域経済を支える人材の確保・育成 (3) 冬季オリンピック・パラリンピックの招致 (4) バランスを重視した財政運営の推進
天野周治 副市長	(1) 「安全で快適に暮らせる街」の実現に関すること。 (2) 「世界を引きつける魅力的な街」の実現に関すること。	(1) まちづくり政策局、市民文化局、建設局、下水道河川局、都市局、交通局、水道局及び各区に属する事務	(1) 人口減少対策の推進 (2) 共生社会の実現に向けた取組の推進 (3) 除雪事業の再構築 (4) 市政への市民参加の促進 (5) 都市再整備の促進 (6) 丘珠空港の機能強化

(2) 第3条第1項の表を次のように改める。

町田隆敏副市長	石川敏也副市長
石川敏也副市長	天野周治副市長
天野周治副市長	町田隆敏副市長

附 則

この規則は、令和5年5月25日から施行する。